

令和 5 年 度

穴 栗 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

穴 栗 市 監 査 委 員

令和５年度穴栗市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和６年７月５日 ～ 令和６年８月１９日

2 審査の対象

令和５年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.8	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.8	30.0
実質公債費比率	7.0	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	54.8	65.6	350.0	

資金不足比率

(単位：％)

区 分		令和５年度	令和４年度	経営健全化基準
法 適 用	水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	病 院 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和５年度における基準である。

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和４年度及び令和５年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和５年度における早期健全化基準の１２.８０％を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、５特別会計、３公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和４年度及び令和５年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和５年度における早期健全化基準の１７.８０％を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち、元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模とともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和５年度（３か年平均）は７.０％となっており前年度（３か年平均）より０.４ポイント増加した。

単年度（令和５年度）では、繰上償還の実施により元利償還金が減少し、標準税収入額と普通交付税の増により標準財政規模が増加したことなどにより、０.５９９％の減となっている。

なお、早期健全化基準２５.０％は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる１８.０％を１１.０ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模とともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和５年度は５４.８％となっており、前年度より１０.８ポイント減少した。

主な要因としては、普通交付税に算入される公債費等が減少したが、計画的な繰上償還の実施による一般会計地方債残高の減少と公営企業債の元利償還金に対する繰出見込額の減少により、将来の負担額が減少したため、結果として１０.８ポイントの減となった。

なお、令和５年度における早期健全化基準の３５０.０％を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、令和4年度及び令和5年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しているが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金で収支が成り立っている。

なお、令和5年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

予算の執行率と不用額のバランスを保ちながら、引き続き健全な財政運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率（3か年平均）は前年度と比較して0.4ポイント増加したが、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少した結果によるもので、令和5年度においても698,902千円の繰上償還が実施されている。

しかしながら、交付税に大きく依存する財政基盤の弱い本市においては、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく、引き続き繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率については、前年度と比較して10.8ポイント減少している。

令和5年度末の将来負担額の総額は44,484,486千円で、その内普通会計における地方債現在高は26,678,762千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は15,101,545千円で起債償還に係るものが全体の93.9%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は、6,240,995千円で、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したなどの結果、令和4年度より1,182,093千円の減となった。また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額については62,331千円の増となったため、結果として将来

負担比率は54.8%と前年比で10.8ポイントの減となった。

今後、新病院建設事業の実施、また、上下水道を中心に施設の耐用年数を迎えるなど、新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後も、自主財源の確保とともに、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じてはいないが、水道事業・下水道事業特別会計については厳しい状況である。令和5年度より水道料金の改定が段階的に行われているが、計画的に施設の長寿命化を図る必要がある。将来的な施設更新に向け、より一層の経営改善に努められたい。

⑤まとめ

計画的な繰上償還等の実施により、実質公債費比率について25.0%を下回っており、将来負担比率については、同じく計画的な繰上償還等により、減少傾向にある。これらの比率は、財政健全化法に示されている基準には該当せず、健全な財政運営に努めている結果であるが、あくまでも現状の財政状況の指標であり、宍粟市にとって最大の懸案事項である人口減少の要素は含まれていない。

エネルギー価格や物価高騰など社会経済情勢が不透明な中、自主財源に乏しく地方交付税に大きく依存する宍粟市にとっては、厳しい現実に立たされている。長期的な視点に立ち、人口減少社会を見据える中で、最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に引き続き取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。